

議案第 34 号

北九州市立美術館協議会委員の任命について

北九州市立美術館協議会委員を次のとおり任命する。

令和 2 年 12 月 10 日提出

北九州市教育委員会

教育長 田 島 裕 美

提案理由 北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 8 号）第 8 条の規定に基づき設置している委員の任期満了に伴い、後任の委員を任命する必要があるため、この案を提出する。

北九州市立美術館協議会 新委員候補者名簿

	氏名	ふりがな	所属団体及び役職等	選任分類	在任期間
1	山梨 俊夫	やまなし としお	国立国際美術館館長 (専門：日本、フランスの近現代美術)	学識経験者	10
2	大庭 明美	おおば あけみ	北九州美術家連盟		6
3	森山 秀子	もりやま ひでこ	久留米市美術館副館長兼学芸課長 (専門：日本近代美術)		2
4	菅 章	すが あきら	大分市美術館館長 (専門：現代美術)		1
5	門田 彩	かどた さい	北九州市立大学文学部比較文化学科准教授 (専門：西洋美術史)		新任
6	安永 繁文	やすなが しげふみ	北九州商工会議所参事		新任
7	百留 康隆	ひやくどみ やすたか	毎日新聞社事業部長		新任
8	橋本 剛	はしもと つよし	西日本新聞社企画事業室事業部長		新任
9	原田 美紀	はらだ みき	原田・川原法律事務所弁護士	社会教育	8
10	野依 智子	のより ともこ	福岡女子大学国際文理学部教授 (専門：教育学)		新任
11	舟木 ヤス子	ふなき やすこ	北九州市婦人団体協議会会長		新任
12	中村 雄美子	なかむら ゆみこ	NPO法人北九州子育て・親育ちエンパワメントセンターBee 代表理事	家庭教育	新任
13	大久保 大助	おおくぼ だいすけ	NPO法人KID's work代表理事		新任
14	村上 太郎	むらかみ たろう	九州女子大学人間科学部講師 (専門：発達心理学、臨床発達心理学)		新任
15	外山 典子	とやま のりこ	北九州市立竹末小学校校長	学校教育	4
16	新谷 幸子	しんたに ゆきこ	福岡県立八幡中央高等学校教諭		3
17	林 光孝	はやし みつたか	北九州市立熊西中学校校長		新任
18	坂本 百合子	さかもと ゆりこ	市民委員	公募	新任

任期：令和3年1月1日～令和4年12月31日

女性委員参画率：18人中10人（55.5%）

北九州市立美術館協議会 現委員名簿

	氏名	ふりがな	所属団体及び役職等	選任分類	在任期間	備考
1	山梨 俊夫	やまなし としお	国立国際美術館館長 (専門：日本、フランスの近現代美術)	学識経験者	10	
2	永津 美裕	ながつ よしひろ	北九州市立大学大学院名誉教授 (専門：公共政策)		10	退任
3	大庭 明美	おおば あけみ	北九州美術家連盟		6	
4	森山 秀子	もりやま ひでこ	久留米市美術館副館長兼学芸課長 (専門：日本近代美術)		2	
5	菅 章	すが あきら	大分市美術館館長 (専門：現代美術)		1	
6	前川 信孝	まえかわ のぶたか	読売新聞西部本社事業部長		1	退任
7	大島 まな	おおしま まな	九州女子大学人間科学部学部長 (専門：教育学)	社会教育	10	退任
8	原田 美紀	はらだ みき	原田・川原法律事務所弁護士		8	
9	谷 美紀	たに みき	NPO法人 子育てシンクタンク	家庭教育	10	退任
10	古賀 弘子	こが ひろこ	子ども家庭局子育て支援課 放課後児童クラブアドバイザー	学校教育	10	退任
11	外山 典子	とやま のりこ	北九州市立竹末小学校校長		4	
12	新谷 幸子	しんたに ゆきこ	福岡県立八幡中央高等学校教諭		3	

任期：平成31年1月1日～令和2年12月31日

女性委員参画率：12人中8人（66.7%）

北九州市立美術館協議会

- 1 北九州市立美術館協議会とは
博物館法第20条及び北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例第8条に基づき設置された協議会である。
美術館の運営に関し、館長の諮問に応じるとともに、館長に対して意見を述べることを目的とする。
- 2 設置年月日
昭和49年8月1日
- 3 委員の定数及び構成
 - ・定数は20人以内（条例第8条第3項） 現委員数 12名
 - ・構成は「学校教育及び社会教育の関係者」「家庭教育の向上に資する活動を行う者」「学識経験のある者」
- 4 委員の任期
任期は2年（条例第8条第4項）
現委員の任期 平成31年1月1日～令和2年12月31日
新委員の任期 令和3年1月1日～令和4年12月31日
- 5 任命
委員は教育委員会が任命する。（法第21条）
- 6 開催頻度
年2～3回
- 7 審議内容
 - ・前年度事業実施結果の報告及び運営評価について
 - ・次年度の取組み内容及び評価指標について

美術館協議会例規抜粋

○博物館法（昭和二十六年十二月一日法律第二百八十五号）

（博物館協議会）

第二十条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

- 2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第二十一条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第二十二条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

○北九州市教育施設の設置及び管理に関する条例（昭和47年3月30日条例第8号）

（図書館協議会等）

第8条 図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定により、図書館に各図書館を通じて一の図書館協議会を、博物館法(昭和26年法律第285号)第20条第1項の規定により、美術館に美術館協議会を、博物館に博物館協議会を置く。

- 2 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから任命するものとする。
- 3 図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の委員の定数は、それぞれ30人以内、20人以内及び20人以内とする。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか図書館協議会、美術館協議会及び博物館協議会の運営について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

○北九州市立美術館規則（昭和47年4月1日教委規則第10号）

（美術館協議会）

第8条 北九州市立美術館協議会（以下「協議会」という。）の委員の互選により、協議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 協議会の庶務は、北九州市立美術館で処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。